

改 正 後	改 正 前
目 次 第 1 章～第 12 章 （省略） 第 13 章 更正、決定等事務 個 003～個 047 （省略） 個 049 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 / 付表の十）―― 23 <u>個 051 更正決定等通知書（不服申立て等について）…………… 23-2</u> 第 14 章～第 20 章 （省略）	目 次 第 1 章～第 12 章 （省略） 第 13 章 更正、決定等事務 個 003～個 047 （省略） 個 049 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書 / 付表の十）…… 23 <u>（新設）</u> 第 14 章～第 20 章 （省略）

第 3 章 納税者管理に関する事務

改 正 後	改 正 前
第3章 個 008 所得税・消費税の納税地指定通知書	第3章 個 008 所得税・消費税の納税地指定通知書
(一枚目) (省略) 所得税・消費税の納税地指定通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	(省略) 所得税・消費税の納税地指定通知書 (省略) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____国税局長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第3章 個 008 所得税・消費税の納税地指定通知書 所得税・消費税の納税地指定通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。	第3章 個 008 所得税・消費税の納税地指定通知書 所得税・消費税の納税地指定通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

第 4 章 諸申請等の処理事務

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 012 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書 (一枚目) (省略) 所得税の青色申告の承認申請の_____通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	第 4 章 個 012 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書 (省略) 所得税の青色申告の承認申請の_____通知書 (省略) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 012 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「<u>税務署長</u>」及び「<u>国税不服審判所首席 国税審判官</u>」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。 <u>なお、承認の通知をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	第 4 章 個 012 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書 所得税の青色申告の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第4章 個 013 所得税の青色申告の承認取消し通知書 (一枚目) (省略) 所得税の青色申告の承認取消し通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	第4章 個 013 所得税の青色申告の承認取消し通知書 (省略) 所得税の青色申告の承認取消し通知書 (省略) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 013 所得税の青色申告の承認取消し通知書	第 4 章 個 013 所得税の青色申告の承認取消し通知書
所得税の青色申告の承認取消し通知書	所得税の青色申告の承認取消し通知書
1 作成目的 （省略）	1 作成目的 （省略）
2 記載要領等 （省略）	2 記載要領等 （省略）
3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。	<u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 020 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書 (一枚目) (省略) 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の _____ 通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 020 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書 (省略) 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の _____ 通知書 (省略) <u>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 か月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</u> (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 020 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書	第 4 章 個 020 再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書
再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。 なお、承認の通知をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。	再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 025 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 (一枚目) (省略) 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の_____通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	第 4 章 個 025 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 (省略) 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の_____通知書 (省略) この処分内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算から2か月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 025 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書	第 4 章 個 025 所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書
所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 <u>却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、「不服申立てについて」の項について、 「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行 う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</u> <u>なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	所得税のたな卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 027 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 (一枚目) (省略) 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の_____通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 027 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 (省略) 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の_____通知書 (省略) この処分内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 027 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、「不服申立てについて」の項について、 「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行 う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。 <u>なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	第 4 章 個 027 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 030 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 (一枚目) (省略) 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の_____通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	第 4 章 個 030 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 (省略) 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の_____通知書 (省略) この処分の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 030 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書	第 4 章 個 030 所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書
所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 <u>却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、「不服申立てについて」の項について、 「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行 う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</u> <u>なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 035 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 (一枚目) (省略) 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の_____通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	第 4 章 個 035 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 (省略) 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の_____通知書 (省略) この処分の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 035 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 <u>却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、「不服申立てについて」の項について、 「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行 う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</u> <u>なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	第 4 章 個 035 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 044 所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書 (一枚目) (省略) 所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 044 所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書 (省略) 所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書 (省略) この処分内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 044 所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書	第 4 章 個 044 所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書
所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 <u>申請と異なった認定を行う場合に、「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</u> <u>なお、申請どおりの認定をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	所得税の特別修繕費の金額又は期間の認定通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 048 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書	第 4 章 個 048 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書
(一枚目) (省略) 所得税の申告等の期限延長申請の _____ 通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目	(省略) 所得税の申告等の期限延長申請の _____ 通知書 (省略) <u>この処分の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 か月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</u> (新設)
(二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても判決がないとき。 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 異議申立てについての決定又は審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	(新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 048 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） 3 教示文 <u>却下又は申請と異なった指定をする場合に、「不服申立てについて」の項について、 「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行 う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</u> <u>なお、申請どおりの指定をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	第 4 章 個 048 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書 所得税の申告等の期限延長申請の（指定、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 （省略） <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 053 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 (一枚目) (省略) 平成____年分源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 053 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 (省略) 平成____年分源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 (省略) なお、この処分の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 053 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 1 作成目的 (省略) 2 留意事項 (省略) 3 教示文 承認申請の一部を承認する場合に、「不服申立てについて」の項について、「<u> 税務署長</u>」及び「<u> 国税不服審判所首席国税審判官</u>」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。 <u>なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	第 4 章 個 053 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 源泉所得税の徴収猶予の承認通知書 1 作成目的 (省略) 2 留意事項 (省略) <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 055 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書	第 4 章 個 055 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書
(一枚目) (省略) 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目	(省略) 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設)
(二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	(新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 055 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書	第 4 章 個 055 源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書
源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書	源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書
1 作成目的 （省略）	1 作成目的 （省略）
2 記載要領等 （省略）	2 記載要領等 （省略）
3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。	<u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 061 所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書 （一枚目） （省略） 平成 年分所得税の特別農業所得者の承認申請の 通知書 （省略） （削除） （ ）枚のうち（ ）枚目 （二枚目） 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 （ ）枚のうち（ ）枚目	第 4 章 個 061 所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書 （省略） 平成 年分所得税の特別農業所得者の承認申請の 通知書 （省略） この処分内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2か月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 （新設） （新設）

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 061 所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書	第 4 章 個 061 所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書
所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 (1)～(3) （省略） <u>（削除）</u> 3 教示文 <u>却下の通知をする場合に、「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。</u> <u>なお、承認の通知をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。</u>	所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 (1)～(3) （省略） (4) <u>「承認」の通知をする場合には、教示文の「この処分の内容について・・・」の全文を抹消する。</u> <u>（新設）</u>

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 063 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書 (一枚目) (省略) 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	第 4 章 個 063 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書 (省略) 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書 (省略) この処分に不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前														
第 4 章 個 063 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書	第 4 章 個 063 輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書														
輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 <table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>標題及び本文</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>（省略）</td></tr></table> （削除） 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。 4 留意事項 （省略）	項 目	内 容	標題及び本文	（省略）	却 下 の 理 由	（省略）	輸出物品販売場購入物品譲渡（譲受け）の承認申請の却下通知書 1 作成目的 （省略） 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 <table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>標題及び本文</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。</td></tr></table> （新設） 3 留意事項 （省略）	項 目	内 容	標題及び本文	（省略）	却 下 の 理 由	（省略）	教 示	「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。
項 目	内 容														
標題及び本文	（省略）														
却 下 の 理 由	（省略）														
項 目	内 容														
標題及び本文	（省略）														
却 下 の 理 由	（省略）														
教 示	「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。														

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 065 輸出物品販売場許可申請の却下通知書	第 4 章 個 065 輸出物品販売場許可申請の却下通知書
(一枚目) (省略) 輸出物品販売場許可申請の却下通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 異議申立てについての決定又は審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目	(省略) 輸出物品販売場許可申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して2か月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前										
第 4 章 個 065 輸出物品販売場許可申請の却下通知書	第 4 章 個 065 輸出物品販売場許可申請の却下通知書										
輸出物品販売場許可申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 <table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr></table> (削除) 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。 4 留意事項 (省略)	項 目	内 容	却 下 の 理 由	(省略)	輸出物品販売場許可申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 <table><tr><td>項 目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。</td></tr></table> (新設) 3 留意事項 (省略)	項 目	内 容	却 下 の 理 由	(省略)	教 示	「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。
項 目	内 容										
却 下 の 理 由	(省略)										
項 目	内 容										
却 下 の 理 由	(省略)										
教 示	「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。										

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 067 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書	第 4 章 個 067 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書
(一枚目) (省略) 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 (省略) (削除) ()枚のうち()枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、_____ 国税不服審判所 首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ()枚のうち()枚目 <tr><td> (一枚目) (省略) 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設) </td></tr>	(一枚目) (省略) 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)
(一枚目) (省略) 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して2か月以内に_____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)	

改 正 後	改 正 前														
第 4 章 個 067 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 <table> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>調査担当者の表示</td><td>(省略)</td></tr> </table> (削除) 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「<u>税務署長 国税局長</u>」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消し、空欄には処分を行う税務署名又は国税局名を記載する。 また、「<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>」の空欄には、国税不服審判所の支部名を記載する。 4 留意事項 (省略)	項 目	内 容	却 下 の 理 由	(省略)	調査担当者の表示	(省略)	第 4 章 個 067 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 <table> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>調査担当者の表示</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>教 示</td><td>「<u>税務署長 国税局長</u>」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。</td></tr> </table> (新設) 3 留意事項 (省略)	項 目	内 容	却 下 の 理 由	(省略)	調査担当者の表示	(省略)	教 示	「 <u>税務署長 国税局長</u> 」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。
項 目	内 容														
却 下 の 理 由	(省略)														
調査担当者の表示	(省略)														
項 目	内 容														
却 下 の 理 由	(省略)														
調査担当者の表示	(省略)														
教 示	「 <u>税務署長 国税局長</u> 」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。														

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 069 消費税課税事業者 選 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (一枚目) (省略) 消費税課税事業者 選 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 069 消費税課税事業者 選 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (省略) 消費税課税事業者 選 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して 2 か月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前														
第 4 章 個 069 消費税課税事業者 選択 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 消費税課税事業者 選択 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標題及び本文</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr></table> (削除) 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席 国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞ れ記載する。 4 留意事項 (省略)	項 目	内 容	標題及び本文	(省略)	却 下 の 理 由	(省略)	第 4 章 個 069 消費税課税事業者 選択 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 消費税課税事業者 選択 択 選択不適用 届出に係る特例承認申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標題及び本文</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記 載する。</td></tr></table> (新設) 3 留意事項 (省略)	項 目	内 容	標題及び本文	(省略)	却 下 の 理 由	(省略)	教 示	「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記 載する。
項 目	内 容														
標題及び本文	(省略)														
却 下 の 理 由	(省略)														
項 目	内 容														
標題及び本文	(省略)														
却 下 の 理 由	(省略)														
教 示	「 税務署長」の空欄には、この処分を行う税務署名を記 載する。														

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 071 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (一枚目) (省略) 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 071 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (省略) 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 (省略) この処分について不服があるときには、この処分を受けた日の翌日から起算して 2 か月以内に _____ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前														
第 4 章 個 071 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標題及び本文</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr></table> (削除) 3 教示文 「不服申立てについて」の項について、「<u> 税務署長</u>」及び「<u> 国税不服審判所首席 国税審判官</u>」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。 4 留意事項 (省略)	項 目	内 容	標題及び本文	(省略)	却 下 の 理 由	(省略)	第 4 章 個 071 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 消費税簡易課税制度^{選 択}_{選択不適用} 届出に係る特例承認申請の却下通知書 1 作成目的 (省略) 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標題及び本文</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>却 下 の 理 由</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>教 示</td><td>「<u> 税務署長</u>」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。</td></tr></table> (新設) 3 留意事項 (省略)	項 目	内 容	標題及び本文	(省略)	却 下 の 理 由	(省略)	教 示	「 <u> 税務署長</u> 」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。
項 目	内 容														
標題及び本文	(省略)														
却 下 の 理 由	(省略)														
項 目	内 容														
標題及び本文	(省略)														
却 下 の 理 由	(省略)														
教 示	「 <u> 税務署長</u> 」の空欄には、この処分を行う税務署名を記載する。														

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 073 更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分） (一枚目) (省略) 更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書 (省略) (削除) () 枚のうち () 枚目 (二枚目) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	第 4 章 個 073 更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分） (省略) 更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書 (省略) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第 4 章 個 073 更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分） <u>更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書</u> 1 教示文 「不服申立てについて」の項について、「 <u>税務署長</u> <u>国税局長</u> 」の箇所については、国税局の 職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その 他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消し、空欄には処分を行う税務署名又は国税局名を記載す る。 また、「 <u>国税不服審判所首席国税審判官</u> 」の空欄には、 <u>国税不服審判所の支部名を記</u> <u>載する。</u>	第 4 章 個 073 更正の請求に対してその請求をすべき理由がない旨の通知書（消費税・地方消費税分） <u>（新設）</u>

第 13 章 更正、決定等事務

改 正 後	改 正 前
第 13 章 個 003 更正決定等通知書（申請・請求用 / 本表の一） （省略） 平成 年分所得税の 通知書 （省略） （削除） （省略）	第 13 章 個 003 更正決定等通知書（申請・請求用 / 本表の一） （省略） 平成 年分所得税の 通知書 （省略） ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所長首席 国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 （省略）
第 13 章 個 012 更正決定等通知書（一般用 / 本表の二） （省略） 平成 年分所得税の 通知書 （省略） 加算税の賦課決定 （削除） （省略）	第 13 章 個 012 更正決定等通知書（一般用 / 本表の二） （省略） 平成 年分所得税の 通知書 （省略） 加算税の賦課決定 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所長首席 国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 （省略）

改正後	改正前
第 13 章 個 015 更正決定等通知書（一般用 / 本表の二の二） （省略） （省略） 平成 年分所得税の更正加算税の賦課決定 通知書 （省略） （削除） （省略）	第 13 章 個 015 更正決定等通知書（一般用 / 本表の二の二） （省略） （省略） 平成 年分所得税の更正加算税の賦課決定 通知書 （省略） ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に <u>税務署長に対して異議申立てをすることができます。</u> （省略）
第 13 章 個 018 更正決定等通知書（加算税用 / 本表の三） （省略） （省略） 平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 （省略） （削除） （省略）	第 13 章 個 018 更正決定等通知書（加算税用 / 本表の三） （省略） （省略） 平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 （省略） ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に <u>税務署長 国税局長</u>に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、<u> </u> 国税不服審判所長首席 <u>国税審判官</u>）に対して審査請求をすることができます。 （省略）

改 正 後	改 正 前
第 13 章 個 021 更正決定等通知書（加算税用 / 本表の三の二） （省略） 平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 （省略） （削除） （省略）	第 13 章 個 021 更正決定等通知書（加算税用 / 本表の三の二） （省略） 平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 （省略） ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 （省略）
第 13 章 個 024 更正決定等通知書（加算税用 / 本表の三の三） （省略） 平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 （省略） （削除） （省略）	第 13 章 個 024 更正決定等通知書（加算税用 / 本表の三の三） （省略） 平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書 （省略） ○ 平成 年分、平成 年分又は平成 年分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日 の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 （省略）

改 正 後	改 正 前
第 13 章 個 051 更正決定等通知書（不服申立て等について） 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 - この（平成 年分、平成 年分又は平成 年分の）処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 - 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 - なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 - 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 - 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 - 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 - 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 - 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 - 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 - 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	(新設) (新設)